

上川教育研修センター組合 教育大綱

平成28年（2016年）7月

上川教育研修センター組合

1 策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されました。

この法改正は、教育の政治的中立性，継続性，安定性を確保しつつ，地方教育行政における責任体制の明確化，迅速な危機管理体制の構築，地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化，地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を目的とするものです。

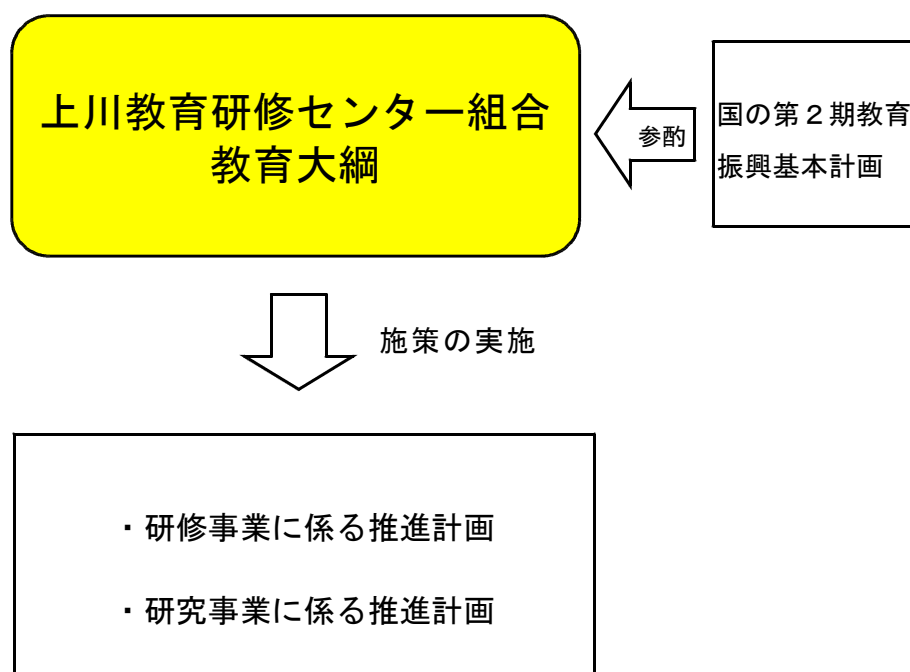
また，改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により，地方公共団体の長は，国の「第2期教育振興基本計画」を参酌して，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

上川教育研修センター組合教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）は，法改正に基づき，本組合が行う上川総合振興局管内の教職員等の研修及び研修に関する調査研究に係る施策の総合的な推進を図るため，組合長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議において，協議，調整した上で策定しました。

2 教育大綱と推進計画との関係

教育大綱は、本組合が行う上川総合振興局管内の教職員等の研修及び研修に関する調査研究に係る施策について、国の「第2期教育振興基本計画」を参酌しながら、重点的に取り組む施策の根本となる方針を示したものです。

具体的な研修等に係る施策の実施に当たっては、研修事業に係る推進計画及び研究事業に係る推進計画に基づき事業を推進します。



3 教育大綱の計画期間

教育大綱の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 教育大綱の体系

本組合は、上川総合振興局管内の市町村が共同して行う教職員等の研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関としての施設である上川教育研修センターを共同して設置し、管理することを目的として、昭和47年9月に一部事務組合として設置されました。

本組合が行う事業の一つである教職員の研修事業については、スキルアップ、知識の習得等を講座内容とする3か年の推進計画を策定し、本組合を組織する市町村の教職員が3年に1度は講座に参加することを期待して、各種講座を開設するなど事業を行ってきたところです。

また、本組合が行うもう一つの事業である研究事業については、教育の今日的な課題を研究主題とする3か年の推進計画を策定し、上川教育研修センターの研究員や研究協力校での授業実践などを通して理論の検証を行うとともに、研究協議で明らかにされた成果と課題について教職員に情報の発信をしてきたところです。

本組合といたしましては、児童生徒が変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るため主体的かつ創造的な力を獲得できるよう、その指導を行う教職員の資質向上を目的として、3つの基本方針を掲げました。また、これらの基本方針を実現するために、7つの重点的に取り組む施策を掲げ、本組合の研修事業、研究事業等に関する施策の総合的な推進を図ります。

基本方針

1 教職員の教育実践に役立つ研修事業の充実

- 施策 1 教職員の経験，職種等に応じた研修の推進
- 施策 2 幼小連携，小中連携に係る研修の推進
- 施策 3 ICTの活用能力を高める研修の推進

2 教育の今日的な課題に対応した研究事業の充実

- 施策 1 目標・指導・評価の一体化を目指した授業構築に係る研究の推進
- 施策 2 思考力・判断力・表現力を育む指導方法の研究の推進
- 施策 3 効果的・効率的な評価の在り方についての研究の推進

3 教育情報センター的機能の充実

- 施策 1 教育活動に役立つ情報の収集・管理・提供

基本方針 1 教職員の教育実践に役立つ研修事業の充実

施策 1 教職員の経験，職種等に応じた研修の推進

施策 2 幼小連携，小中連携に係る研修の推進

施策 3 ICTの活用能力を高める研修の推進

研修事業においては，推進計画に基づき，実践に役立つ授業研究，演習，実技研修等を積極的に取り入れるとともに，学校教育の改善に資する今日的な教育課題について幅広くかつ多くの情報を提供するなど教職員の資質向上を目指します。

このため，各教科指導に係る研修はもとより，教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力の充実を目指すため，学級経営，学校経営，生徒指導などの教職員の経験，職種等に応じた講座を設けます。

また，幼稚園から小学校への滑らかな接続を図る観点から幼小連携教育に係る講座を設けるとともに，小学校と中学校との連携を図るため小学校・中学校合同で実施する理論研修及び授業研究を行います。

さらに，教職員から開催の要望が高いタブレット・パソコン等のICTの活用に係る研修などを行います。

このほか，上川教育研修センターから遠距離に位置する学校における課題解決を図ることを目的とした出前講座を開催します。

基本方針 2 教育の今日的な課題に対応した研究事業の充実

施策 1 目標・指導・評価の一体化を目指した授業構築に係る研究の推進

施策 2 思考力・判断力・表現力を育む指導方法の研究の推進

施策 3 効果的・効率的な評価の在り方についての研究の推進

研究事業においては、推進計画に基づき、児童生徒が時代の変化を乗り越え、力強く生き抜いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、思考力・判断力・表現力を育みながら主体的に課題を解決できるよう指導方法の改善・充実を目指します。

このため、学習内容を明確にする課題の設定や学びを振り返る場面を重視し、目標・指導・評価の一体化を図る授業構築の在り方について研究を行います。

また、思考力・判断力・表現力を日々の学習指導の中で伸ばさせていくことが重要であることから、効果的な指導方法について研究を行います。

さらに、目標の達成状況を効果的・効率的に評価するため、その在り方について研究を行います。

これらの研究の推進に当たっては、上川教育研修センターの研究員や研究協力校での授業実践などを通して理論の検証を行います。

基本方針3 教育情報センター的機能の充実

施策1 教育活動に役立つ情報の収集・管理・提供

教職員が教育活動を行う上で、教育情報センターの機能を持つ施設が必要です。

このため、教育活動に役立つ情報や教育関係資料について、その充実に努めるとともに、これらの情報をコンピュータで整理し、本組合のホームページに書籍目録を掲載するなど、上川総合振興局管内の教職員に広く活用されるよう取組を推進します。

5 教育大綱の推進

教育大綱を計画的に推進するためには、施策ごとに各推進計画と照らし合わせ進捗状況を確認し、必要に応じて事業を見直し、改善等を行うことが必要となります。

このため、総合教育会議において、施策ごとの進捗状況の把握に努め、その結果を共有し、より効果的、効率的に事業を推進するため協議していきます。

問 合 せ 先

上川教育研修センター組合事務局
(旭川市教育委員会学校教育課学務課)

〒070-0036

旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル5階

電話0166-25-9116